

令和 7 年 2 月 9 日 執行
寒川町議会議員選挙

公費負担のしおり

寒川町選挙管理委員会

TEL 0 4 6 7 - 7 4 - 1 1 1 1

は し が き

この「しおり」は、令和7年2月9日に執行される寒川町議会議員選挙にあたり、「寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規定に基づく選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に関しての公費負担制度についてまとめたものです。

本制度を円滑に運用するため、候補者はもとより各業者等におかれましても本制度の内容について十分にご理解いただき、間違いのないよう手続きをしてください。

この「しおり」の記載内容等について、疑問の点がありましたら、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

令和6年12月

寒川町選挙管理委員会

凡 例

法・・・・・・・・公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

条例・・・・・・・・寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例（令和 2 年寒川町条例第 17 号）

条例施行規程・寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例施行規程（令和 2 年寒川町選挙
管理委員会告示第 15 号）

目 次

1	公費負担の対象と手続の概要-----	1 頁
2	各項目の限度額等-----	3 頁
3	手続と時期-----	5 頁

1 公費負担の対象と手続の概要

(1) 公費負担の制度

寒川町議会議員選挙の候補者（供託物を没収されない候補者に限ります。）は、
(2)に掲げる経費について、一定の条件の範囲内で、公費負担の制度が適用されます。

(2) 対象となる経費の項目

ア 選挙運動用自動車の使用

（ア） 一般運送契約（ハイヤー方式）又は

（イ） 個別契約（自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約）

イ 選挙運動用ビラの作成

ウ 選挙運動用ポスターの作成

(3) 支払い方法

公費負担によるこれらの経費は、選挙後に、業者等からの請求に基づき町から直接業者等へ支払われます。

(4) 公費負担を受けられる候補者

供託物を没収されない候補者（寒川町議会議員選挙においては、得票数が当該選挙区の有効投票総数÷当該選挙区の議員定数×10分の1に達する場合）でないと公費負担を受けることができません。

したがって、選挙期日後でないと、公費負担が受けられるかどうか確定しませんので、ご注意ください。

(5) 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。

したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うこととなりますので、契約の際には、候補者と業者等との間で、支払い方法等について十分に確認しておく必要があります。

限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となります。

（3 ページ「2 各項目の限度額等」参照）

(6) 契約の締結と相手方

公費負担の対象となるためには、候補者と公費負担の対象となるものの作成等を業とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。

（別紙契約書等の記載例参照）

※「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」の「(イ) 個別契約（自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約）」の場合は、業としていない相手方

でも対象となります。ただし、相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を業としているときを除き、対象とはなりません。

(7) 契約の届出

契約をした際は、直ちに（立候補の届出前に契約した場合は立候補の届出後直ちに）その旨を寒川町選挙管理委員会（注）（以下「選挙管理委員会」といいます。）に届け出なければなりません。

（5 ページ「3 手続と時期」参照）

※ 契約内容を変更した場合にも、その旨を選挙管理委員会に届け出る必要があります。（届け出の書類には変更契約書の写しを添付してください。）

(8) 作成数等の確認

公費負担の対象となるためには、事前に選挙管理委員会に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

（5 ページ「3 手続と時期」参照）

※ 「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」のうち、「(ア) 一般運送契約（ハイヤー方式）」又は「(イ) 個別契約（自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約）」の場合は、必要ありません。

したがって、今回の場合、作成数等の確認が必要となるのは、

「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」のうち「(イ) 個別契約（燃料の供給契約）」、

「(2)イ 選挙運動用ビラの作成」及び

「(2)ウ 選挙運動用ポスターの作成」の3種類となります。

(9) 使用(作成)証明書の作成

候補者は、有償契約を締結した業者等ごとに、使用又は作成の実績に基づいて、公費負担の項目ごとに定められた使用（作成）証明書を作成し業者等に提出してください。

※ 使用（作成）証明書は実績に基づき作成するため、「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」の各項目（「(ア) 一般運送契約（ハイヤー方式）」又は「(イ) 個別契約（自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約）」）の場合は、証明日は通常、選挙期日後となります。

2 各項目の限度額等

公費負担の各項目の限度額等は次のとおりです。

(限度額はいずれも消費税を含んだ額です。)

(1) 選挙運動用自動車の使用(法 141 条、条例 2 条～5 条)

ア 使用の方式

選挙運動用自動車の使用は、一般運送契約(ハイヤー方式)によるか、個別契約(自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約)によるか、いずれかの方式になります。

※ 一般運送契約とは、道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との契約であり、自動車、燃料及び運転手込みで契約する、いわゆるハイヤー方式といわれるものです。

イ 公費による負担額の限度額

※ 公費負担の対象となる日数(選挙運動のできる日数)は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲内となりますので、最大で5日間です。

(ア) 一般運送契約の場合

[1日当たりの契約金額又は64,500円のうち少ない金額]×使用された日数
(参考) 最大の場合で、64,500円×5日=322,500円が限度額となります。

(イ) 個別契約の場合

a 自動車の借入れ契約

[1日当たりの契約金額又は16,100円のうち少ない金額]×使用された日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき自動車1台です。

(参考) 最大の場合で、16,100円×5日=80,500円が限度額となります。

b 燃料の供給契約

燃料代又は7,700円に立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数(5日)を乗じた額のうち少ない金額

(参考) 最大の場合で、7,700円×5日=38,500円が限度額となります。

※ 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、上記aに記載された候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られます。

※ 候補者には「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」については、実績に基づき使用したことを証明していただくとともに、給油伝票の写しを添付することが義務付けられていますので、ご注意ください。(条例施行規程5条)

c 運転手の雇用契約

[1日当たりの契約金額又は12,500円のうち少ない金額]×運転従事日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき運転手1名です。

(参考) 最大の場合で、12,500円×5日=62,500円が限度額となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成(法142条、条例6条～8条)

ア 単価の限度

7円73銭

イ 公費負担対象枚数の限度

1,600枚(2種類以内での合計枚数。法定の作成限度)

ウ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価又は7円73銭のうち少ない金額]

×[作成枚数又は1,600枚のうちの少ない枚数]

※ 2種類で作成する場合はそれぞれの作成枚数に従って計算します。

(参考) ビラ1種類を1,600枚作成した場合

7円73銭×1,600枚=12,368円が限度額となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成(法143条、条例9条～11条)

ア 単価の限度

(316,250円+541円31銭×ポスター掲示場数)÷ポスター掲示場数(1円未満の端数は1円とする。)

イ 公費負担対象枚数の限度

当該選挙区のポスター掲示場数の数

ウ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価又は上記の単価の限度のうち少ない金額]

×[作成枚数又は上記の枚数の限度のうち少ない枚数]

(参考) ポスター掲示場数が79とすると、最大の場合

(316,250+541円31銭×79)÷79

=4,545円(4,544.4745・・・円)が単価の限度となり、

4,545円×79枚=359,055円が限度額となります。

3 手続と時期(各項目共通。(4)の図を参照)

(1) 告示日前にできること

- ① 有償契約の締結（及び履行）（候補者と業者等）

※ 契約の締結に当たり、業者等が法人の場合は、契約書に代表者の肩書きの記載、代表者印の押印をお願いします。

(2) 告示日から選挙期日(遅くとも)まで

- ② 契約の届出（候補者→選挙管理委員会）

・ 提出書類 各項目の「契約届出書」、「契約書の写し」

- ③ 「(作成数等) 確認申請書」の提出（候補者→選挙管理委員会）

・ 提出書類 各項目の「確認申請書」

公費負担の対象となるためには、事前に選挙管理委員会に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

ただし、「選挙運動用自動車の使用」のうち「一般運送契約(ハイヤー方式)」又は「個別契約(自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約)」の場合は「確認申請書」の提出は必要ありません。

作成数等の確認のため「確認申請書」の提出が必要となるのは、「選挙運動用自動車の使用」のうち「個別契約(燃料の供給契約)」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の3種類となります。

- ④ 「(作成数等) 確認書」の交付（選挙管理委員会→候補者）

③の確認申請書が提出された場合、速やかに交付します。

- ⑤ 「(作成数等) 確認書」を業者に提出（候補者→業者等）

④の選挙管理委員会から交付された確認書を業者に提出

- ⑥ 「作成(使用) 証明書」を業者に提出（候補者→業者等）

※ 履行後に実績を確認のうえ証明

(3) 選挙期日後

- ⑦ 「請求書」の提出（業者等→寒川町長（選挙管理委員会））

・ 提出書類 各項目の「請求書」、「請求内訳書」、「作成(使用) 証明書」、「選挙運動用自動車の使用」のうち「個別契約(燃料の供給契約)」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の「(作成数等) 確認書」

※ 印鑑は契約書と同じものにしてください。(法人の場合は代表者印)

※ 選挙終了後、速やかに（1か月以内）に提出するようにお願いします。

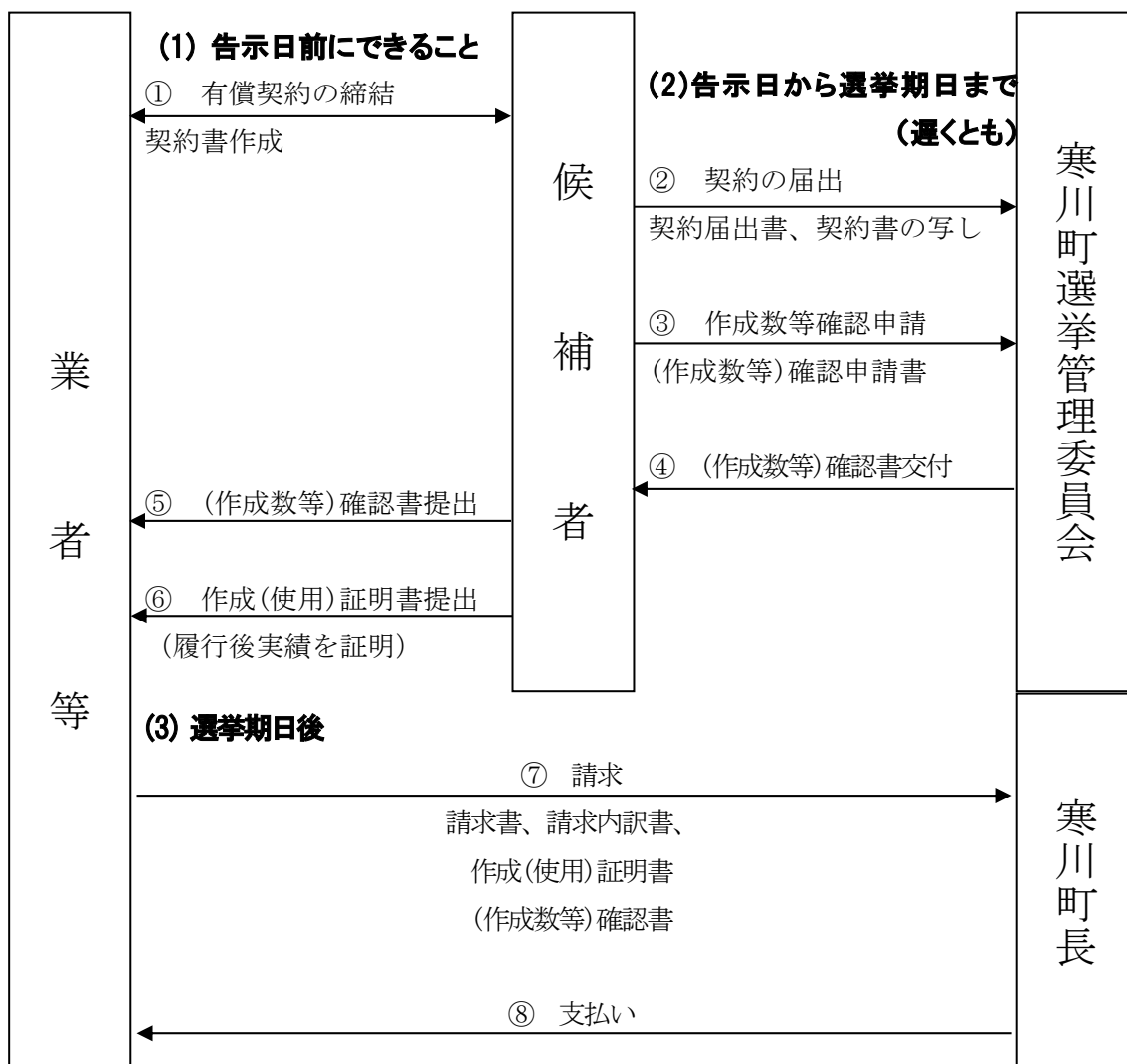
※ 請求書提出先は、次ページのとおりです。

- ⑧ 支払い（寒川町長→業者等）

請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。

順番に手続きをいたしますので、多少お時間がかかりますがご了承ください。

(4) 手続の流れを図示すると、次のとおりです。



- ※ 上記③④⑤は、「選挙運動用自動車の使用」のうち「一般運送契約（ハイヤー方式）」又は「個別契約（自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約）」の場合は不要です。（したがって、この場合⑦において「(作成数等)確認書」の添付も不要です。）
- ※ ⑥は、実績により作成するため、「選挙運動用自動車の使用」の各項目（「一般運送契約（ハイヤー方式）」又は「個別契約（自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約）」）の場合は、通常、選挙期日後となります。

請求書提出先(郵送可)

住所 〒253-0196

寒川町宮山 165

寒川町選挙管理委員会事務局

TEL 0467-74-1111(代表) 内線 215